

# 大分県における明治一二年のコレラ流行と民衆

長野浩典

## はじめに

一九九六年(平成八)夏に発生した病原大腸菌「O—157」による集団食中毒は、全国的に多数の患者と死亡者を出し、国民をパニックに陥れた。感染源ではないかとの疑いから、生鮮野菜や精肉は買い控えられ、生産農家は大きな打撃を被った。学校現場では、感染した児童・生徒への差別が問題となつた。医療が進歩し大腸菌による食中毒に対する治療法が確立していると信じていたわれわれにとって、これは衝撃的なできごとであった。ましてや有効な治療法がなかった時代の疫病(はやりやまい)に対する民衆の恐怖と疫病の社会への破滅的影響は推して知るべしであろう。

近年、疫病と民衆のかかわりをコレラ流行を素材に追究した論稿がいくつか見られる<sup>(1)</sup>。これらの新しい研究は、コレラ流行に対する民衆の行動や意識を論じ、さらには自由民権運動の質に関わる問題も提起している。確かに疫病の流行という非日常または異常な状況の中で、ふだんはおし隠されている民衆の意識がさまざまな言動となつて表出するようと思われる。

ところで、大分県のコレラ流行に関する研究としては、『大分県史』の近代篇I・II<sup>(2)</sup>がわずかに論じている。また比較的まとまったものとしては、高浦照明の『大分県の医療史』(大分合同新聞社、昭和五三年)の「明治12年のコレラ」があり、コレラの発生から伝染の模様や当時の社会状況などが詳しく論述されている。しかしながら、これはあくまで医療史に主眼が置かれているのであって、民衆の意識や行動そのものを解明しようとしたものではない。

小稿では主に、『田舎新聞』<sup>(3)</sup>や『県治概略』<sup>(4)</sup>などの史料を用い、右にあげた新しい研究に学びながら、大分県での明治一二年のコレラ大流行の際に表出された民衆の意識や行動、民権派の動向などを中心に追究してみたいと思う。

## 一、コレラ史概観<sup>(5)</sup>

コレラはもともと、インドガンジス川流域の風土病である。一八一七年～一九六〇年に六回の世界的流行(パンデミー)があった。経口摂取されたコレラ菌による急性下痢症で、法定伝染病に指定されている。潜伏期は一～五日で、発病すると大量の水様下痢と嘔吐で脱水症状に陥り、早ければ発病から一～二日で死亡する。感染者の死亡率は、優に五〇パーセントを超える。このため民衆のあいだでは「コロリ」と呼ばれ恐れられた。

わが国には、文政年間(一八一八～一八三〇年)に侵入し、幕末から明治期にかけてしばしば大流行した。開国とほぼ同時に大流行したため、「コレラは『異人』により持ち込まれた悪疫と見做され、明治に入ると文明開化策に違和感を覚える民衆にとって、コレラは近代がもたらした病であり、その流行は近代化そのものとも見えた」<sup>(6)</sup>。特に明治一二年の流行は史上最大のもので、この年の患者数は一六二、六七三人、死亡者は一〇五、七八六人に及んだ(ただし、死亡者数では明治一九年の一〇八、四〇五人が最も多い)。またコレラは「赤痢と異なり、患者数に占める死亡率が高く、一たん発生すると正常な社会生活を混乱させ、また人々を死の恐怖に追い込む点で特色があつた」。

当時は、コレラ治療には有効な方法がなく、蔓延を防ぐため避病院<sup>(8)</sup>に隔離したり交通を遮断したり、石炭酸(フェノール)を散布して予防するしかなかつた。有効な治療法も確立しておらず、民衆はただ神仏にすがつて恐怖から逃れるほか術がなかつた。民衆は「コレラ除け」の祈禱やまじないを行い、「コレラ送り」の祭を行つた。また各地で、避病院に行けば「生き肝を取られる」「生き埋めにされる」などのさまざまな風説がとびかつた。さらには、コレラ患者を強制的に隔離しようとする行政や警察にたいする「コレラ一揆」も頻発した。現代では治療法も確立し、それほど死に至る病気というイメージはないが、

近年、海外旅行者の増加に伴い散発的に発生している。一九七八年(昭和五三)には、東京都上野で四八人の集団発生があり、輸入食品(冷凍えび)が原因と推定された。

明治期の大分県のコレラ史<sup>(10)</sup>をみると、やはり明治一二年(一八七九年)が最大の流行である。この時の流行は、明治一〇年の西南戦争が遠因となつたといふ。確かに明治一〇年にも流行がみられる。西南戦争に従軍した人夫が熊本や鹿児島でコレラに感染して帰郷し、コレラ菌が各地にひそみ明治一二年に爆発的に流行したといふ。明治一二年の大分県の患者数は五、二四七人、このうち死亡者は二、九三三人、死亡率は、五五・六パーセントに及んだ。明治一二年以後も、明治一九年、二三年、二四年、二八年と流行をくり返している。

## 二、明治一二年のコレラ発生から終息まで

### (1) コレラの発生

明治一二年のコレラは、三月一四日、愛媛県松山市で八名の疑似患者が発生したことにはじまつた。この八名のうち六名が死亡し、流行の兆しがみえたため、大分県では四月四日、「當縣人民ニ於テモ豫防法精々注意可致此旨布達候事」と県民に注意を促した<sup>(11)</sup>。

大分県下でのコレラ患者は、四月一七日に南海部郡霞ヶ浦(現佐伯市)で第一号が発生した。ついで翌一八日、東国東郡守江村(現杵築市)と北部郡中津浦村(現臼杵市)でコレラ患者が発生。続いて大分、大野、宇佐の各郡で発生している。コレラ発生直後の四月二〇日頃には、東国東郡守江村で死者二名、南海部郡霞ヶ浦死者二名、北部郡中津浦で死者一名と死者が続出し始めている。また『田舎新聞』は、鶴崎あたりが最も流行が著しく、また佐賀関でも流行しはじめており、コレラ大流行の兆しありと伝えていた<sup>(12)</sup>。こうしたことから、流行の当初は、大分県中部から南部にかけて流行したと思われる。県は五月一四日に、次のような「虎列刺病豫防云々論達」<sup>(13)</sup>を出した。

虎列刺病ノ流行スルヤ其勢甚々迅速ニシテ暫時ノ間慘毒ヲ極ムルニ至ル是レ衆人ノ熟知スル所今更言ヲ須タス目下縣下ニ該病ノ流行スルハ逐次ノ広告ニ就キ了得ナルヘシ既ニ本月十三日マテノ患者總數八十五人内五十一人ヲ殞ス是迄之経過ヲ以テ視レハ別府濱脇温泉場ノ浴客中罹患ノモノ尤衆ク而シテ右浴客往々帰郷ノ後発病シ從テ其地ニ病毒ヲ傳及セシムルニ至リ猶該温泉場ニハ日々患者ヲ生シ實ニ可恐事ニ候右浴客ハ咸ナ四方ヨリ集合ノ人ナリ浴シ了レハ各々帰郷ス帰郷ス上発病スルモノアレハ未タ流行セサル地ト雖モ何時患者ヲ生スヘキモ量ラレス(後略)

ここでは五月一三日までにすでに八五人の患者が出ていること、また県ではコレラの感染源を別府の濱脇温泉と見ている」とがわかる。県内外から集まつた濱脇温泉の入浴客がここで感染して帰郷し、新たな患者を増やしているという。実は県は、四月当初から大分県でのコレラの感染源を別府温泉と見ていた。しかし別府への経済的打撃を配慮した時の県令香川眞一は、四月中はこのことを公表しなかつた。五月になって公表したわけであるが、この一ヶ月の対応の遅れが、コレラの大流行を許した。香川眞一は、のちにこの責任をとって辞任したという。<sup>(15)</sup>

ただ四月中に県は、警察に命じて浜脇温泉への入浴客数の実態を調査している。これによると四月一ヶ月間の入浴客数は、一七、六七二人、入浴して県内外に帰郷したものが一三、二五四人いた。また別府温泉全体での現在宿泊数は、「船に苦を葺き住ひて入浴を為す者」が二、六〇〇人、旅館に宿泊している者が一、〇一八人あって、平均すると汽船の客をあわせて一日平均「凡四五百餘」に及ぶという。別府市街はまさに「蟻巣に異ら」ざる状態で、警察の報告は、「方今虎列刺病の徵候あり若し該症の茲に蔓延する時は速も救ふに術なかるべき景況恰も薄氷を踏むの思をなせり」と危惧をあらわにしている。<sup>(16)</sup>

## (2) コレラの拡大

五月から七月にかけて、コレラは猛威をふるつた。【表1】は各郡別の患者数・罹患率・死者数・死亡率の一覧である。こ

【表1】各郡別の流行状況(明治12年)

郡	患者数	罹患率	死者数	死亡率
西国東	333	0.9	176	52.9
東國東	136	0.9	67	49.3
速見	521	1.1	339	65.1
大分	1,261	1.5	797	63.2
北海部	606	0.9	287	47.4
南海部	261	0.7	150	57.5
大野	155	0.6	90	58.1
直入	112	0.6	77	68.8
玖珠	4	0.05	1	25.0
日田	281	1.2	170	60.5
毛利	870	1.7	441	50.7
佐世	734	1.6	342	46.6
合計	5,274	1.1	2,937	55.7

『大分県史(近代篇I)』より引用

れによると、下毛郡・宇佐郡・大分郡で特に患者と死者  
が多かったことがわかる。また海から離れた地域には、  
比較的患者が少なかった。別府温泉で発生したコレラは、  
海づたいに各地へ広まつていった。七月三一日の時点で、  
患者数三、〇九二人、死亡者数一、四六七人を数え、死  
亡者数はこの年の総死亡者数のすでに二分の一に達して  
いる。<sup>(2)</sup>

者を出している。五月には一六人も死んでおり、特に二〇日以降は毎日のように葬式を出したという。<sup>(3)</sup>

### (3) コレラの終息

コレラ流行は八月を過ぎ九月になると終息に向かった。もつともコレラは、暑い時期に急速に蔓延する疫病である。九月以降になると、大分県はそれまでの様々な厳しい規制を解除し始める。

まず九月四日には、隣県への主要街道に設けた一〇ヶ所の検疫所(七月二一日設置)のうち、中津警察署と大分警察署管内の合わせて三ヶ所を廃止した。<sup>(2)</sup> 同日、それまで検疫所で検疫の済んだ旅行者に対して交付していた「検疫証書」を廃止した。<sup>(2)</sup> 九月二十四日には、主要港湾二四ヶ所、主要街道一〇ヶ所に設置してた検疫所を全て廃止した。<sup>(2)</sup> ただしこの布達の中では、「但病勢次第二相衰へ候得共未タ全ク撲滅ニ至ラス候條豫防消毒不怠注意可致候事」と、尚も注意を怠らないように呼びかけている。

九月二十九日には、四月三〇日に人々の群集を制限してコレラの拡大を防ぐために出されていた、相撲・演劇をはじめとする諸興行および祭祀の執行の禁止を解除した<sup>(2)</sup>。そして一月二十九日の「虎列刺病消滅云々布達」の公布によってようやく「コレラ消滅宣言」が出され、県民の生活も「自今平常ノ通」となった<sup>(3)</sup>。

### 三、大分県のコレラ対策と民衆

#### (1) 初期段階の一ヶ月の対応の遅れ

先にあげたように、大分県では愛媛でのコレラ発生に対し、四月四日には大分県内に流行が広がらないように予防につとめるよう布達を出したにもかかわらず、四月中には有効な対策をおこなっていない。これは当時の県令香川眞一が、別府温泉がコレラ流行の感染源だということになれば、別府への経済的打撃が大きいことを配慮して、そのことを隠そうとしためだといわれる。この初期段階での一ヶ月間の県の対応の遅れがコレラの拡大を許してしまった。のちに香川眞一県令は、「この責任をとつて辞職したことは先述した<sup>(4)</sup>」。

#### (2) 「虎列刺病予防方布達」の公布

五月一日になって大分県は、県民に対し細部にわたる「虎列刺病予防方布達」を示し、本格的な予防対策に着手した。この中で次のような詳細かつ具体的な八項目にわたる「虎列刺病予防法」を示し、県民にこれを履行するよう命じた。史料が長文なためなるべく原語を用いて略述する。

「第一 身体撰養ノ事」—「身体ヲ清浄」にして、「汚穢ノ衣服ヲ着スル等ハ最禁忌ス可シ」。

「第二 居宅掃除ノ事」—「居宅」および「近傍ノ溝渠悪水廁廐芥捨場等」は時々掃除して清潔にしておくこと。

「第三 飲食ヲ慎ム事」—「不熟又ハ腐敗ニ近キ果物穀物肉類等」は食べるな。新鮮な物も調理に注意すること。「多食」

してはならない。茶・酒は適用すべきだが「酒ハ殊ニ少量ニ限ル可シ」。

「第四 治療ノ事」—コレラは「胃部壓迫」を覚え痛みもなく數回嘔吐し「大渴」する。「腓腸筋」が痙攣し、四肢が冷たくなり、「聲」が「嗄」れる等の「症候」がある。このような症状があれば「即時最寄ノ医師ニ乞フテ治療スヘシ」。また「赤貧ニシテ治療スル能ハサルモノハ官費ヲ支給スヘキニ付決テ治療ヲ怠ル」な。

「第五 病家心得ノ事」—患者は官吏と医師の指示のもとで「閑居又ハ避病院」に隔離すること。ここへは他人はもちろん家族の立入も禁止する。「門口」には「傳染病ト大書シタル標札」を掲げておくこと。患者が全快しても医師の許可なくしては外出禁止。患者の「吐瀉物」は消毒した上、深く埋めるか焼き捨てよ。病人の衣服や「廁」は石炭酸(百倍液)で消毒して伝染を防ぐこと。患者は「硝子壺等ニ温湯ヲ入れ」て温め「渴スレハ茶或ハ少シク温酒ヲ用」いるのも良い。

「第六 船舶取締ノ事」—コレラの流行している地方から「入港ノ船舶ハ警察官及ヒ浦役人ノ検査ヲ受ケ其許可ヲ得タル上ナラテハ人物トモ一切陸揚」してはならない。

「第七 行旅取締ノ事」—「宿駅」「旅籠屋渡世ノ者」は、宿泊者のこれまでの経路を訪ね、コレラ流行地から来た者があれば、直ちに「警察官及ヒ戸長ニ届出其許可ヲ得」て宿泊させること。

「第八 襪例」—もし旅行者がコレラにかかった場合、本人または家族が「原籍」へ「坂」りたいと希望しても、一切許さず「其所ニテ處分スヘシ」。死したものは速やかに石炭酸で消毒して、「十時間ヲ出サル内ニ人家隔絶ノ地」に埋葬すること。消毒などの予防に必要な費用は自費を原則とするが、やむを得ない場合には「官費」を支給する。患者があれば「即時ニ戸長或ハ最寄警察分署等ニ報告スヘシ」。もし患者を「隠蔽」すれば、「相當ノ処分」を行う。

この「布達」は、具体的な治療法と予防法を県民に指示したものであるが、注目すべき点として、第一に予防・治療にかかる費用は原則的に自費としているが、「赤貧」の場合などには「官費」を支給するという点である。治療や消毒液の購入には

かなり費用がかかるからだが、不充分であるとはいへ、公衆衛生という公共サービスを官が担っていく意志を示している点注目される。第二に、患者の隔離と民衆の自由な移動が厳しく制限されたことである。特に避病院への強制的な隔離や感染した旅行者を一切帰宅させないで、感染した場所で「処分」するなどということは、著しく民情に反していたと思われる。後述する「コレラ一揆」は、こうした行政の民情を無視した政策に対する抵抗であった。

### (3) 民衆生活の制限

右の「虎列刺病予防方布達」に続いて出された県の「布達」は、民衆生活の自由を次々に奪つた。

五月二一日に出された「虎列刺病豫防ノ布達」では、「神社佛寺祭祀開帳法會及ヒ諸市場」など「衆庶群集ノ義」は、速見・大分・南北海部の四郡では「當分之間一切禁止」となつた。<sup>(2)</sup> 同日「別府入浴禁止ノ布達」が出された。<sup>(2)</sup> 五月二二日には、「差入物禁止ノ件布達」<sup>(3)</sup> が出された。これは監獄内へのコレラの感染を予防するため、「衣類並紙」以外の、特に食物の差し入れを禁止したものである。そのほか、道端の溝の水を道にまいてはならない(五月二八日)、患者を移送する際は、「これら」と大きく書いて移送すること(六月二五日)、糞尿は当分くみとつてはならない(六月二五日)、特定の港(検疫場のある港)を除いて、船の出入りを禁止する(七月七日)、コレラ患者が出た家への出入り禁止(七月一二日)、コレラ死<sup>(4)</sup>者は火葬にすること(八月八日)、川や海での遊泳禁止(八月二二日)など、実に様々な規制が行われている。<sup>(5)</sup>

また『田舎新聞』によれば、大分別府では「學校を閉ぢ私塾を散し」て予防に専心していたし、日出村では、「近接の各村相談の上日出村との交通を断ち(若犯す者あれば罰金壹圓)しかば日出村の商工は手を拱て店頭に獨座するのみ」と、交通の遮断によって事実上経済活動が停止させられている状況が伝えられている。<sup>(6)</sup>

#### (4) 検疫体制

コレラの予防にとって、商業活動や旅行などの理由で移動する人々のチェック＝検疫は特に重要であった。

まず主要港湾に検疫場が設けられ、海路移動する人々の検疫が行われた。六月末には、中津港ほか一一ヶ所の港に検疫場が設けられ、上陸する人や物は警察官および浦役人によって検疫を受け、検疫証書の交付後はじめて上陸が許可された。六月三〇日には、先の一ヶ所の検疫場に加え、長洲港に検疫場が増設され、港の検疫場は一二ヶ所となつた<sup>(33)</sup>。さらに七月一五日には、西国東郡香々地村・東国東郡守江村・富来村・岐部村・濱村・竹田津村・鶴川村・古市村、大分郡沖ノ瀬村、北海部郡津久見浦、南海部郡浦江浦、下毛郡今津村の一〇ヶ所に新たに検疫場が増設され<sup>(34)</sup>、あわせて港湾の検疫場は二四ヶ所となつた。そして、この二四ヶ所の港湾以外の船舶の出入りは禁止された<sup>(35)</sup>。

右に加え七月二一日には、近世以来の主要街道のうち隣県との境界に一〇ヶ所の検疫場が設けられた。それは、小倉街道の中津町、中津より日田豆田町に至る街道の中摩村、四日市村から森へ至る街道の恵良村、別府から森へ至る街道の川上村、筑前街道の日田郡大肥村、筑後街道日田郡石井村、日向街道南海部郡丸市尾村、同じく日向街道大野郡重岡村、熊本街道直入郡久住村、同じく熊本街道直入郡菅生村の一〇ヶ所である。そしてこれらの陸の検疫場はそれぞれ、中津警察署・大分警察署・豆田警察署・佐伯警察署・竹田警察署によつて管理された<sup>(36)</sup>。

#### (5) 消毒

有効な治療法がない当時、消毒によつて蔓延を極力防ぐことは、最も重要な予防法であった。消毒には一般に石炭酸(フェノール)が用いられたが、そのほかにも「下水芥溜等」には「石灰或ハ木灰或ハ硫酸鉄或ハ乾土」が有効とされ、便所には「木灰或ハ硫酸鉄ヲ時々充分散布シ候ヘハ大ニ不良ノ氣ヲ駆除シ從テ病毒ノ起萌ヲ防ク」とされた。また「群衆ノ室内」では「酔ノ蒸気ヲ施」し、「室内人ナキヰハ亞硫酸瓦斯」を用いるのが良いと県が「論達」している。現在では考えられないよう

なものが消毒薬として使用されていた。

このうち石炭酸についてはコレラ予防の「最上薬」とされたが、コレラが全国で蔓延したため、品薄となり高騰した。当時は石炭酸はイギリスから輸入しており高価なコレラ予防薬であった。従つて個人での購入が困難なため、大分県では官費を支給するとしたし、福岡県上毛郡の沓川村では郡吏が議会に働きかけ、募金で硫酸・硫黄・石炭酸などの薬品を購入し配布したりした。<sup>(3)</sup> また石炭酸水の密売なども横行し、贋物をつかまされたりする被害も出た。さらに石炭酸は、百倍液を使用して使用にはくれぐれも注意するよう呼びかけたが、中津では石炭酸を頭から浴びて「顔色黒く怪我せし人」も出ると言った具合である<sup>(4)</sup>。このように当時の民衆には、化学薬品による殺菌予防ということが充分理解されていなかつたから、石炭酸の粉末や水溶液の散布に対し、コレラの流行はこの撒き散らされる「毒薬」が原因であると誤認した民衆も多かつた。

#### (6) コレラ患者の隔離

検疫や消毒とならんで重要であったのがコレラ患者の隔離である。先にも述べたように、コレラ患者は「閑居」か「避病院」に隔離され、他人はおろか家族との接触も禁止された。避病院への隔離は警察官などにより強制的に行われたが、民衆はこれを極度に嫌つた。避病院の設備は粗末な上、重症患者の家族が避病院で死亡するケースが多かつたからである。避病院送りは、死別同然だったのである。

大分県の避病院については、荒巻逸夫氏の「避病院考」という貴重な論稿がある<sup>(5)</sup>。これによれば、大分県における避病院の設置は、すでに明治一〇年に「五郡一三か所に設置され」ており、「時期の点からすれば、全国でもかなり早い時分に設置されたものとみてよい」ということである。また明治一二年には一一郡に五五の避病院（【表2】）が設置された<sup>(6)</sup>。当時の避病院は、「病院」とは名ばかりの「一時凌ぎの、バラック建て板囲いの、掘立小屋まがいの、いたって簡素なもの」、または寺院を一時的に使用した。そしてコレラが終息すると、バラックは「家具もろとも焼き捨てられた」のであった。また医師や看護

【表2】明治12年の避病院数

郡	避病院数	避病院 入院者数	避病院 死亡者数
西国東	1	80	40
東国東	3	33	11
速見	8	355	210
大分	5	268	160
北海部	14	332	133
南海部	7	85	20
大野	3	4	1
直入	4	19	16
攻珠	0	0	0
日田	3	112	59
下毛	3	49	17
宇佐	4	124	51
合計	55	1,461	719

荒巻「避病院考(その1)」より引用

婦が常駐して治療にあたったわけでもなかった。従つて避病院に隔離されても治癒して家に帰れる保証は全くなかった。それどころか、明治一〇年のコレラ流行時の東京での避病院収容者の死亡率は六九パーセントで全国的なコレラ患者の死亡率五八パーセントより高かったという。すなわち、「避病院に収容されることはコレラ治療に何ら力を発揮しないばかりか、単純に数字を比べるだけなら、より状況は悪化した」。そこで民衆は避病院を「死病院」と理解していた。

避病院は右のようなものであつたから、民衆の間では避病院に関する流言がとびかつた。特に「生き肝」を取りられて、取つた「生き肝」は異人に売られるという噂は、各地でまことしやかに広がっていた。<sup>(4)</sup> 大分でも「病院ニ行クモノハ生ナカラ埋ムルトカ或ハ逆向ニ棺ニ入ル」との噂がながれていた。<sup>(5)</sup> また避病院に隔離されることをきらつて患者の発生を隠匿したため、避病院への隔離業務を末端で行つた警察官としばしば衝突した。<sup>(6)</sup>

#### 四、民衆の対応　—コレラ除け・コレラ祭・コレラ一揆—

##### (1) コレラ除け　—祈禱とまじない—

コレラ病に対する科学的な対処法を知りえないでいる民衆の間では、さまざまの風説が流れ、またさまざまのコレラ除けの祈禱やまじないが行われた。こうした事例は、『田舎新聞』からいくつも拾うことができる。

中津では、弘法大師の火と称して、この火を線香に移し取つて持ち帰り、手のひらに南天の葉を置いてこの火でお灸を据えれば伝染しないとされた。延岡の近況として伝えられた中には、商家では蓮芋(さと芋の一種)を鉢にいれ盆栽として店頭に置けばコレラ除けになるとされた。またコレラ予防のためといって、ある寺にこもり噺隨上人の偶像と通夜をするといって群衆が集まつたという<sup>(1)</sup>。中津の寺町天法寺には、清正公(加藤清正)が冠・白装束姿で神鏡に現れたといううわさが広がり、民衆がコレラ除けのため参拝に集まつたといいう<sup>(2)</sup>。

神仏の力によって、コレラを遠ざけたいという民衆の素朴な心情に乗じひと儲けした「悪僧や山師」もあつた。『田舎新聞』はこれらを、人の迷いに「附込む悪僧や山師などがヤレお告ソリや靈夢と根もなきことを言觸し愚夫愚婦を誑惑して一儲せんものと謀る奴等」と痛烈に批判した<sup>(3)</sup>。客観的にみれば、『田舎新聞』の批判は当を得ている。しかし、県の施策に不信を抱き為す術もない民衆の側に立てば、たとえ効果のほどが疑わしくとも僧侶や山伏などの宗教者にすがらざるをえない心情もまた理解できるのである。

このような民衆の行為に対しても、県はどのような態度をとつたであろうか。明治一〇年のコレラ流行の際に、県は次のような布達を出している。

(前略)病災除ケト稱シ無謂人ヲ集メ加持祈禱等之所業ヲ以テ愚民ヲ幻惑シ一己ノ利ヲ射ル者モ有之哉之趣以ノ外之事ニ付時後右様不都合ノ所業致候者ハ屹度相當之處分ニ及フヘク依テ小前共ニテモ右等之流説ニ迷ハサル様猶ホ區戸長ヨリ懇諭可致此旨相達候事

すなわち県は、加持祈禱を行い「愚民ヲ幻惑」し利益を得る行為は「不都合ノ所業」であるとして、発覚すれば処分するとしている。そして民衆に対しても、流説に惑わされないように区戸長から説諭するように指示しているのである。

関連してもうひとつ指摘しておきたいことがある。奥武則は、コレラの流行と蓮門教の教勢拡大との関連を論じたが、この時期大分県では黒住教が急成長していることは注目される。先に紹介した別府長覚寺の過去帳にも、人々がコレラから逃れるため、「百万辻或ハ神樂或ハ黒住或ハ大般若或ハ祈禱等」を行っていたことが記されている。黒住教の教勢拡大にとって、禁厭（病気直しのまじない）は重要な要素であったが、これが明治政府の開化政策に反するとして島根県や愛媛県などでは厳しい批判にさらされた。しかしコレラを恐怖する民衆は、黒住教の禁厭を積極的に受け入れたものと考えられるのである。

## (2) コレラ祭－伝統的民俗儀礼－

コレラ除けの祈禱やまじないとならんで、民衆の間に生き続けた伝統的な「悪疫送り」は、共同体慣行＝「祭」として行われた。明治一二年にも全国各地で行われたが、大分県の例を紹介してみよう。

速見郡川崎村（現日出町）では、村じゅうで協議して某神社にこもり、コレラ予防の祈禱を行い、飲めや歌えの大騒ぎをした。鐘や太鼓を打ち鳴らし、法螺貝を吹き立て、警察官の制止も聞かず、五・六夜連続で騒いだ。<sup>(5)</sup>

一方、北海道郡の諏訪村（現白杵市）では村にコレラが入つて來たので、コレラ送りのため村人が集まり、漁船数十艘を沖へ漕ぎ出し、法螺貝を吹きながら一斉に般若心経を唱えた。白装束、乱れ髪のものは、海中に飛び込み暴れ回つたりして、コレラ除けの祈禱と称した。<sup>(6)</sup>

右のふたつの事例に共通してみられるのは、太鼓や法螺貝などの鳴り物を激しく打ち鳴らし、さらに騒ぎ立て暴れまわることで、全国的にも共通する行為である。これは近世以来行われてきた「悪疫送り」や「虫送り」などと同様の民俗儀礼である。こうした行為によって、疫神や害虫は、祭を行つた共同体から遠避けられると考えられた。民衆は、伝統的な民俗的世界に生きていたのである。

### (3) コレラ一揆－県や警察への反発－

コレラの流行に対する民衆の対応は、右に述べたような「コレラ除け」や「コレラ祭」が一般的で「コレラ一揆」と言う事態に発展することは、それほど多くはない。しかしコレラは近代化がもたらした病気と考える民衆は、政府の近代的な予防策に強く反発した。中でも避病院をめぐるトラブルがもつとも多い。

杉山弘の労作「覚書・文明開化期の疫病と民衆意識」には「明治一〇年代のコレラ祭とコレラ騒動一覧」表があり、全国で起きた五二件に及ぶ「祭」と「一揆」が紹介されている。<sup>(註)</sup>しかしこの中には大分県はもちろん九州の事例は一件も含まれていない。また高浦の『大分県の医療史』でも「大分県では、こうしたコレラ一揆に関する記録はいまのところ発見されていないようだ。避病院について五十年の大分県医師会会報にその歴史的考察を発表した大分県赤十字病院の荒巻逸夫院長も『コレラ一揆の記録は県下では見当たらなかった』といっている」と記しており、これまで大分県の「コレラ一揆」に関する記述はなかった。しかし日出町では明らかに「コレラ一揆」に類する騒擾が起きていた。この事件に関する『田舎新聞』の記事を全文紹介してみたい。

速見郡日出村には去月十八日濱脇地方より歸りし者が一人煩ひて死するや否や忽ち該村に弘まりしかば兼て用意の隣村川崎村朝日寺の避病院に送ると同村の農民は怒り出し斯る悪病人を他村に送るとは不埒なり我が村に受るの理なれば逐ひ拂へと既に竹鎗席旗の勢あれば巡查は丁寧に説諭すれども隻言半句も聞き入れず返て危難にも逢ふとせし程ゆへ止を得ず避病院を日出村の松屋寺に移し現今患者は廿五名尚濱、谷町、八日市町を合せて日々両三名の入院新患者あり是に於てか近接の各村相談の上日出村との交通を断ちしがば、日出村の商工は手を拱て店頭に獨座するのみ其状況悶むべしとの報あり

要約すれば、日出村で発生したコレラ患者を隣村の川崎村の避病院に送ろうとしたところ、川崎村の農民が日出村の患者を自分たちの村で受け取る理由はないから追い払えと、「竹鎧席旗」（『田舎新聞』）ではこれに「ひやくせいいき」とルビをふっている（同然の騒擾が起つた。警察官が川崎村の農民を説得して抑えようとしたが、川崎村の村民は全く聞き入れず、かえつて状況が悪化したので、結局避病院を日出村の松屋寺に移してようやく収まったという事件である<sup>(8)</sup>。

まず騒擾の原因は、川崎村の避病院に日出村のコレラ患者を運び入れようとしたことにあつた。もともと避病院の存在自体が当時の民衆によって忌避されることが多かつた。また、避病院・火葬場・埋葬施設などをどこに設置するか、村落間・民衆間の対立がしばしば見られたが、ここでは患者の移送をめぐつて川崎村と日出村の両村が対立したことがわかる。警察官がどのように説得しようとしたか、興味があるところであるが、予防・隔離業務を末端で実行していた警察官をおそらく村人は信頼してはいなかつた。そして騒擾の結果は、川崎村の要求が貫徹されたのである。

杉山弘は、コレラ流行への民衆の対応からその意識を抽出して、次のように述べた。すなわち、「明治一〇年代の民衆は、コレラの流行に際して、いわば二つの衝動に駆られていたというべきである。一つは、疫神（コレラ神）にかかるもので、これを追放しようという衝動であった。もう一つが、患者やその遺骸を遠ざけておきたいという衝動である。前者がコレラ祭や検疫委員の襲撃などに結果するのに対して、後者は、いくつかの地域集団間におけるコレラ患者の押しつけ合いをひきおこした」と。実はこの川崎村は、先のコレラ祭でも紹介した村である。現代のわれわれの目には、この村の対応はいささかヒステリックにさえ映るが、川崎村は、まさに杉山のいう「二つの衝動」を同時に体現していたのである。

## 五、民権派の位置 —『田舎新聞』の論調から—

コレラとその予防策に対し、コレラ祭やコレラ一揆で応じた民衆に対し、民権派の『田舎新聞』は厳しい批判をあびせた。彼らにとって民衆は、「愚民」または「無知な小民」でしかなかつた。

七月二三日付の『田舎新聞』には、水澤鶴雄なる人物の署名入りで、「世ノ變事ハ人ノ品位ヲ定ム」と題する論説が掲載されている。コレラの流行に対処する民衆と社会状況に関する評論としては、最もまとまったものである。左に一部を紹介する。

### ○ 世ノ變事ハ人ノ品位ヲ定ム 水澤鶴雄

(前略)本年四月コレラ病突然原ヲ四国ニ發シ直チニ我大分縣ニ傳染シテヨリ以降其毒ニ感染スルモノ日一日ヨリ多ク病勢頗ル猖獗我縣内ノ患者凡千四百余名ノ多キニ至リ當中津市間ニモ侵入シ爾來日未タ淺シト雖ニ既ニ四拾名ニ垂ントス而テ尚益傳播ノ兆候アリ夫コレラ病ノ惡毒タルヤ其懼ル可キ今更我輩ノ喋々贅言ヲ要セサルモ今ノ時ニ當テ専ラ豫防ヲ盡サヘレハ非常ノ慘状ヲ現出スルヤ期シテ待ツ可キナリ縣官警吏茲ニ見ル所アリテ避病院ヲ設ケ既感ノ患者ヲ送附シテ其根ヲ絶チ潛伏ノ惡毒ヲ洗除シテ傳播ヲ防キ其豫防ニ注意スルニ至レリト云フ可シ而テ其理ヲ知ラサル愚民ハ流傳訛説ヲ信シテ病院ニ行クモノハ生ナカラ埋ムルトカ或ハ逆向ニ棺ニ入ルヽトカ甲説キ乙傳ヘ偶罹病スルモ隠掩シテ消毒法ハ元ヨリ醫モ亦招カサルアリ為メニ病毒ノ傳播スル大ヒナリ是等ハ元ヨリ下等社會ノ現情ナレハ我輩之ヲ度外視シテ敢テ咎ムルニ足ラサレモ自ラ上等社會ト稱スル紳士ニメ其言行ヲ察スレハ實ニ驚嘆ニ堪サル所アリ

常ニ愚民ノ公共心無キヲ嘆シ其蒙昧ヲ悲ムノ人ニメ愚民ト啻タ病毒ノ蔓延スルヲ察セス偶マ罹病スルモ病院ニ送付セラルヽヲ避ケン為メ看護人ノ不行屆病院ノ完全ナラサルヲ口實トシ竊ニ愚民ニ應援シテ該院ノ設立ヲ拒絶シ社會ノ慘状ヲ察セサル者アリ誰カ病院ニ行キテ他人ノ看護ヲ受ルヲ欲センヤ其甘ジテ病院ニ至ル者ハ唯社會ノ大害ヲ懼ルレハナリ素ヨリ許多ノ資金アレハ完全無缺ノ病院設置セラルベキナレハ政府ノ倉庫ニ限リアリ焉ソ無數ノ病院ニ供スルニ足ランヤ病院素其地方人民衆庶ノ為メニ設クルモノナレハ人民自ラ幾分軟其費ヲ供スルハ勿論其分ナリ其費ヲ出サヌメ妄ニ其缺所ヲ揚言シ而メ其一身ノ業事ヲ察スレハ或ハ祈禱ヲ乞ヒ潮ヲ酌ミ之ヲ散布シテ石炭酸ニ換ルアリ或ハ神輿ヲ擔キ出シテ惡毒ヲ防禦セントスルアリ醫官此ヲ禁スレハ却テ怨望メ其愚痴ヲ鳴ラン其他無根ノ妄説ヲ信スルニ至リテハ下等社會ニ劣ラサル可シ是レ

此ノ事變在シテ其人ノ品位ヲ知ル嗚呼人ハ見懸ニ寄ラヌモ哉

八六

「これを要するに、「縣官警吏」は避病院を設置して患者を隔離し感染者の拡大を抑え、消毒によつて予防に努めているにもかかわらず、その「理ヲ知ラサル愚民」は、避病院に行けば「生ナカラ埋ムル」とかあるいは「逆向ニ棺ニ入」れられるなどのうわさを信じて、患者が出ても隠すだけでなく医者にもみせない。このためコレラは大流行してしまつた。このような状況はまさに「下等社會」と言うべきである、と。

開明・開化の立場に立つ民権派にとっては、「縣官警吏」のコレラ予防活動こそが正しかつた。従つて、「縣官警吏」の「布達」を受け入れるか否かが、民衆評価の基準となる。「感心なは大野郡今市村なり該地は頗る田舎なれども芥溜溝渠の掃除から避病院の設けまで總て布達を奉戴し査官も大ひに盡さるゝ由」と、「總て布達を奉戴」した今市村は「感心」なのであつた。一方、「縣官警吏」の指示を聞き入れず、あらぬうわさを信じて、祈禱や祭などの伝統的な世界に生き続ける民衆は、無知で愚かですぐに啓蒙すべき対象とみえた。開明的な啓蒙家には、往々にして愚民觀がつきまとつた。

こうした民権派の立場は、ことコレラに関しては「縣官警吏」と基本的には同じ地平にあつたとみてよい。コレラ予防の意図と方法が、なかなか民衆に浸透しない状況に対し、県は「官ヨリ百万着手曉諭スト雖モ人民之ヲ馬耳東風ニ付シ實際豫防ニ着手セサレバ何ヲ以テ周密行届ク「ヲ得ソヤ」と再三説論したし、「人民は何も思はぬは余程馬鹿毛て因却<sup>(8)</sup>」していた。

ところで、実はこの論説の核心は「愚民」批判にあるのではなく、ひそかに「愚民ニ応援」して、避病院の施設の不備等を批判する「自ラ上等社會ト稱スル紳士」の「品位」を批判したものであつた。「上等社會」、「紳士」というのはさしつめ、社会上層の知識人ということであろうが、文脈からすると民衆を指導する立場にあつた区戸長クラスの人物をさすようにも思われる。しかし、この「紳士」が具体的に誰なのか、民衆に對していかなる援助をし、県の施策へどのような批判活動をしていたのか、興味あるところだが、残念ながら不明である。

それでは、民権派の立場は民衆からかけ離れて、全く県政の側にあったのだと評価してよいのだろうか。同時期、『田舎新聞』紙上では、民権論を基礎に国政・県政の專制性を批判し、民権拡張の手段として、区戸長の公選制を主張した。そのなかでは区戸長らの「人民ヲ蔑視スル」態度を厳しく論難したのである。<sup>(6)</sup>こうした民権派の立場は、コレラに関してみせた民衆に対する態度と著しく矛盾するよう見える。これについては、次のように理解できるのではないか。すなわち、民権派のめざす社会・政治形態の理想や典型は、西欧のそれに求められる。従って、区戸長公選制主張の立場からは、公選の主体である民衆に対する非難や蔑視觀を批判できる。ところが、コレラ流行時の古い伝統的世界に埋没した民衆の態度は、同じく西欧を基準とした開化の立場からは容認できないのである。ここでは、民衆は啓蒙されるべき対象と見なさざるを得なかった。どちらも西欧化こそが近代化であり文明開化との発想から出てくる発想と考えれば、一貫しているといえるのではないだろうか。

また、コレラの治療・予防に献身的に尽くした人についても述べておかねばならない。民権派で『田舎新聞』の主宰者でもあつた村上田長である。彼の経歴については改めて述べるまでもなかろう。彼は明治一三年六月、前年のコレラ流行時の積極的な治療・予防活動が評価され、大分県より三円の褒賞金（「手當」）を得ている。<sup>(7)</sup>こうした民権家による独自の予防活動は、茨城県や長野県でもみられた。そこでは本来検疫委員がおこなうべき消毒薬や消毒法の説明、衛生に関する演説を情熱をもつて民衆に対し行つたという。こうした活動は、警察官による民情を無視した強制的な患者の隔離活動などとは一線を画するものであり、民権派と民衆との間の溝を埋めるものと評価できるであろう。

### むすびにかけて

すでに指摘されているように、コレラ流行に対する民衆の動向から、文明開化期の人々の行動様式や意識をみるとことができる。これまでの大分県の近代史研究においては、この民衆意識に関する研究は意外に少ない。小稿は、この民衆意識をわずかながらでも垣間見ようと試みた。

文明開化期の民衆は、御一新への幻想を打ち碎かれ、急速な文明開化に違和感を抱きながら、伝統的な世界に生活していた。近代化がもたらしたコレラによって生活と生命を脅かされたとき、彼らは伝統的な方法で自らを守ろうとした。多くの民衆は、政府や県のコレラ対策に不信を抱いて反発した。これが文明開化期の民衆の姿であった。

一方政府や県、それに民権派の人々も、このような民衆を「愚民」として蔑視した。民権派にとっては、民衆はすぐに啓蒙すべき対象とみえた。ただ、民権派の人々の中には、独自の立場から予防や治療活動に尽力した人もいた。

政府の開化政策や民衆教化政策は、日本近代を通じ、さまざまな場面で民衆の伝統的世界を改変していくとする。民衆はこれに対抗しながらもしだいに取り込まれていった。近代日本の民衆の歴史は、こうした国家と民衆の対抗軸を抜きにして語ることはできないと考えている。

### 【注】

- (1) 主な研究として、大嶽浩良「栃木県におけるコレラ騒動」（地方史研究協議会編『宗教・民衆・伝統』雄山閣、一九九五年）、杉山弘「覚書・文明開化期の疫病と民衆意識」（『自由民権（町田市立自由民権資料館紀要）』二号、一九八八年）、中野三義「明治十二年 新潟コレラ騒動」（『地方史研究』一四九号、一九七七年）、奥武則「コレラと民衆」（奥武則『文明開化と民衆』新評論一九九三年）などがある。
- (2) 『大分県史（近代篇Ⅰ）』四六五一四七一頁、『大分県史（近代篇Ⅱ）』三六七一三七六頁。
- (3) 周知のとおり、一八七六年（明治九）一一月から中津町（現中津市）で発行された民権派の新聞。明治一二年の『田舎新聞』には、コレラの記事が随所に掲載されており、民権派の民衆観もみることができる。小稿では、大分県立図書館所蔵のマイクロフィルムを利用した。
- (4) 大分県立公文書館所蔵行政資料
- (5) この項については、おもに山本俊一『日本コレラ史』（東京大学出版会、一九八二年）による。
- (6) 大嶽前掲論文、二四七頁。

(7) 『大分県史(近代篇II)』三六九頁。

(8) 遊病院とは、コレラなど伝染病患者の隔離施設で、当時は忌いしらえの粗末な小屋や寺院などがこれにあてられた。

(9) 鈴木孝一編『ニュースで追う明治日本発掘2』(河出書房新社、一九九四年)などを参照。

(10) この項は、おもに『大分県史(近代篇I・II)』による。

(11) 高浦前掲書、三四九頁。

(12) 『県治概略(第二回)』四月四日、庶布第一五号。

(13) 前掲高浦書、三四九・三五〇頁。

(14) 『田舎新聞』五月二日付。

(15) 『県治概略(第二回)』五月一四日、無号。

(16) 『大分県史(近代篇I)』四七〇・四七一頁。なお香川は、明治一二年一〇月一三日に退官している(同書一九一頁)。

(17) 『田舎新聞』五月七日付。

(18) 高浦前掲書、三五一・三五三頁。

(19) 『田舎新聞』八月六日付。

(20) 高浦前掲書、三五四・三五五頁。

(21) 『県治概略(第二回)』九月四日、警布第一六号。

(22) 同右、九月四日、警布第二七号。

(23) 同右、九月二十五日、警布第三二号。

(24) 同右、九月二九日、庶布第七七号。

(25) 同右、一一月二九日、庶布第八九号。

- (26) 注(16)を参照。
- (27) 『県治概略(第二四)』五月一日、庶布第三五号。
- (28) 同右、五月一日、庶布第三八号。
- (29) 同右、庶布三九号。
- (30) 同右、五月二二日、警布第七号。
- (31) 以上はいずれも同右『県治概略(第二四・二五)』より引用。
- (32) 『田舎新聞』六月七日付。
- (33) 『県治概略(第二四)』六月三〇日、庶布五四号。ここで言う一二ヶ所の検疫場のうち、中津港・長洲港以外の港湾は、大分郡大分・鶴崎、速見郡杵築・日出・別府、北部郡閑上・閑下・下ノ江・臼杵、南部郡佐伯の一〇ヶ所である(『県治概略(第二四)』七月一六日、警布第一五号)。
- (34) 同右、七月一五日警布、第一四号。
- (35) 『県治概略(第二四)』七月一六日、警布第一五号。ただし、「漁業ノ為メ土人其村浦限り出入候義ハ本文ノ限リニ無之候事」と、漁船については適用外とされた。
- (36) 同右、七月二一日、警布第一八号。
- (37) 前掲『ニュースで追う明治日本発掘2』一五二頁。
- (38) 『田舎新聞』七月一九日付。
- (39) 同右、七月二三日付。
- (40) 杉山前掲論文、二〇頁。
- (41) 『大分県医師会会報』一四三一一四六号(昭和五〇年六月~九月)。

(42) 同右二四三号、一一一、一二頁。なお、郡別の設置避病院数は判明するのだが、具体的にどこに造られたのかについては、荒巻氏も「この五五の避病院が、どこの町村につくられたかは不明である」（一二頁）とされている。ただ『田舎新聞』の記事には、別府朝見・野津原今市・日出朝日寺（のち松屋寺へ移転）・宇佐長洲の四ヶ所に避病院があつたことがみえる。

- (43) 同右二四四号、三頁。
- (44) 奥前掲書、九〇頁。
- (45) 大嶽前掲論文、二五五頁。
- (46) 前掲『ニュースで追う明治日本発掘2』などを参照。
- (47) 「世ノ變事ハ人ノ品位ヲ定ム」、『田舎新聞』七月二三日付。
- (48) 高浦前掲書三五七頁には、「今年コレラ病流行シテ病ニ罹ルモノハ避病院ニ（長松寺ヲ以テ病院トス）送ル。皆々之ヲ隠スコトアレドモ、巡查常ニ之ヲ調べテ悉クアンダニノセテ送ル」と、当時の避病院に対する民衆の態度がわかる史料が紹介されている。
- (49) 以上の三件の事例は、『田舎新聞』六月七日付。
- (50) 『田舎新聞』七月一九日付。
- (51) 同右。
- (52) 『縣治概略（第一七）』明治一〇年一〇月九日、庶達第七三号。
- (53) 奥前掲書、一〇〇～一〇七頁。
- (54) 高浦前掲書、三五七頁。
- (55) 『田舎新聞』六月七日付。
- (56) 同右、八月七日付。
- (57) 杉山前掲論文、二五一三八頁。

- (58) 高浦前掲書、三五六頁。
- (59) 『田舎新聞』六月七日付。
- (60) この事件と全く同種の事件が、埼玉県浦和駅周辺で起こっていたことが、杉山論文で紹介されている(四五頁)。
- (61) 大嶽前掲論文、二六二頁。
- (62) 杉山前掲論文、四六頁。
- (63) 『田舎新聞』六月七日付。
- (64) 『県治概略(第二四)』五月一四日、無号。
- (65) 『田舎新聞』五月七日付。
- (66) 春田国男「『田舎新聞』の時代」(『大分縣地方史』一五三号、平成六年三月)。
- (67) 村上医家史料館には、報奨金下賜の文書が展示されている。これには「客年席列拉流行之際盡力不少ニ付手當金三圓下賜候事」とある。
- (68) 杉山前掲論文、四七一四九頁。

## 【付記】

小稿は、平成八年度大分県高等学校文化連盟社会部研究発表大会で発表した大分東明高校郷土史研究部のテーマ研究「大分県における明治12年のコレラ大流行と民衆」をもとに、新たな史料を加え大幅に加筆・改稿したものである。史料の収集、内容の構成等は、部の顧問である筆者と部員が共同で行つたものである。また、史料の調査・収集にあたつは、大分県立公文書館および大分県立図書館の方々にたいへんお世話になつた。記して謝意を表するしたいである。